

大阪市自殺対策基本指針(第2次)中間見直しにかかる取組項目 進捗管理シート

※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
(1)自殺関連問題についての正しい知識と自殺対策事業についての広報を推進する						
①ICT(情報通信技術)の活用を含めた広報の取り組みを進める	・ホームページへ「大阪市の自殺防止」の記事掲載 ・SNS(Facebook、X(旧ツイッター)等)にて発信	ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネットを活用して、自殺関連問題についての正しい知識、本市の自殺の状況等の周知に努める	・ホームページへ本市の自殺対策にかかる記事掲載	・ホームページへ本市の自殺対策にかかる記事掲載	健康局	こころの健康センター
②自殺予防週間および自殺対策強化月間の普及啓発	・毎年の9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」にあわせて、24時間電話相談を実施(府・堺市との共同事業)	自殺に関する相談やこころの健康に関する相談を行う24時間電話相談を府・堺市との共同事業で実施	・毎年の9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」にあわせて、24時間電話相談を実施(府・堺市との共同事業)	・毎年の9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」にあわせて、24時間電話相談を実施(府・堺市との共同事業)	健康局	こころの健康センター
	・自殺防止対策事業用啓発ステッカー・カード等の作成	自殺防止対策事業用啓発ステッカー・カード等を作成し、公的機関の視認性の高い場所に設置することで、広く自殺防止相談等の窓口を周知	・自殺防止対策事業用啓発カード・ポケットティッシュを作成し、公的機関の視認性の高い場所に設置等することで、広く自殺防止相談等の窓口を周知。	・自殺防止対策事業用啓発カード・ポケットティッシュを作成し、公的機関の視認性の高い場所に設置等することで、広く自殺防止相談等の窓口を周知。	健康局	こころの健康センター
③自殺に関する実態把握の推進	・街頭啓発キャンペーン	毎年9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」に自殺予防に関わることや相談窓口について重点的に周知啓発(啓発カードの作成、街頭キャンペーン等)を実施	・令和6年9月：自殺予防週間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。また、関係機関に対しポケットティッシュを配付。 ・令和7年3月：自殺対策強化月間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。	・令和7年9月：自殺予防週間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。また、関係機関に対しポケットティッシュを配付。 ・令和8年3月：自殺対策強化月間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。	健康局	こころの健康センター
	・図書館での関連図書展示	毎年9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」のいずれかにあわせて関連図書を展示	・中央図書館2階図書展示「こころを守る いのちを守る」展(2/21～3/31)	・3月の「自殺対策強化月間」にあわせて関連図書を展示	教育委員会事務局	中央図書館利用サービス
④生きづらさを軽減する考え方の普及支援	・地域自殺実態プロファイルの分析	自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室から提供された「地域自殺実態プロファイル」を分析し、今後の自殺対策事業の検討に活用	・地域自殺実態プロファイルの分析	・地域自殺実態プロファイルの分析	健康局	こころの健康センター
	・市民アンケート調査の実施(中間見直しに係るアンケート)	市民の自殺とその対策に関する認知度や関心度について把握し、今後の自殺対策の取組の参考とするため受注者が保有するデータベース(モニター会員)から抽出した大阪市内に居住する18歳以上の市民を対象とした調査を実施	・令和6年3月に制定した「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」中間見直しの印刷・関係機関等へ配付。	・「大阪市自殺対策基本指針(第3次)」の制定に向けて令和8年度実施予定のこども・若者の実態調査にかかる内容の検討。	健康局	こころの健康センター
(2)市民一人ひとりの気づきと見守りを促す						
①自殺リスクを伴う状態、精神疾患についての正しい知識の普及啓発	・市民向け講座(こころの健康講座)	誰にでも起こり得る危機である自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を目的とした市民向け講座を開催	・市民向け講座(こころの健康講座)の開催 2回91人	・市民向け講座(こころの健康講座)を開催予定。	健康局	こころの健康センター
②市民ゲートキーパーの養成	・市民向けゲートキーパー研修	地域における早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)としての必要な自殺防止の知識や、自殺念慮をもつ人への具体的な関わり方やコミュニケーションスキルを身につけることを目的とした市民向け講座を開催	・市民向けゲートキーパー研修 18回2,889人	・市民向けゲートキーパー研修を実施	健康局	こころの健康センター
	・うつ病の家族教室	うつ病者を支える家族が疾患についての正しい知識を学び、うつ病者への適切な接し方を身につけることでゲートキーパーの役割を果たすことができるようにするための講座を実施	・うつ病の家族教室 2回延64人	・うつ病の家族教室を実施	健康局	こころの健康センター
	・うつ病の家族教室修了者交流会	うつ病者を支える家族が悩みを分かち合い、お互いの体験等を共有することで対応方法を学び、家族自身も健康的な生活ができるようになるために、同じ立場にある家族同士の交流会を開催	・うつ病の家族教室修了者交流会 9回延31人	・うつ病の家族教室修了者交流会を実施	健康局	こころの健康センター
③社会的少数者への理解と受け入れの促進	・人権啓発・相談センター相談事業	人権相談に対応する専門の相談員を配置し、複雑、多様な人権侵害に対する救済につなげる	・人権啓発・相談センター相談事業	・人権啓発・相談センター相談事業	市民局	人権啓発・相談センター
④生きづらさを軽減する考え方の普及支援	・依存症対策支援事業	薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症は自殺へのリスクを高める要因であることから、正しい知識の普及啓発及び相談等を実施	・依存症対策支援事業 相談支援事業電話等1,380件、面接279件 専門の医師による相談延92件	・依存症対策支援事業を実施	健康局	こころの健康センター

大阪市自殺対策基本指針(第2次)中間見直しにかかる取組項目 進捗管理シート

※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
(3)依然として自殺死亡率の高い中高年男性への取り組みを行う						
①職場におけるメンタルヘルス対策の推進	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会	府内事業所等のメンタルヘルス推進担当者を対象にしたメンタルヘルスに関する基礎知識とストレスチェック制度についての研修会を大阪府との共催で実施	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会(令和6年10月23日と令和7年3月5日に実施)	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会(令和7年10月9日と令和7年12月11日に実施)	市民局	雇用女性活躍推進課
②労働や経営に関する相談窓口の充実	・法律相談	市民生活上の問題で、法律の知識を要するものについて、弁護士から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・法律相談 11,335件(巡回法律相談10,857件、ナイト法律相談147件、日曜法律相談264件、外国人住民法律相談67件)	・法律相談	市民局	区行政制度担当
	・年金・労働相談	厚生年金・国民年金など社会保険全般及び労働災害・未払い賃金・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど労働問題全般について、社会保険労務士から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・年金・労働相談 12件	・年金・労働相談	市民局	区行政制度担当
	・男性の悩み相談	仕事や夫婦関係など身近な人間関係の悩み、生き方など男性のさまざまな悩みについて、男性相談員による相談を実施	・男性の悩み相談 電話相談:228件 面接相談:110件	・女性総合相談(指定管理業務)の一部として実施。	市民局	男女共同参画課
	・大阪産業創造館における経営相談	中小企業経営者の相談に対応するため、大阪産業創造館の経営相談を休日、夜間も予約制で実施	・大阪産業創造館における経営相談	・大阪産業創造館における経営相談	経済戦略局	企業支援課
③生活困窮者への支援の充実	・消費生活相談事業	悪質商法等の消費者被害の救済・防止を目的として消費生活相談を実施	・面接相談:110件	・消費生活相談事業	市民局	消費者センター
	・生活困窮者自立支援事業	各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う	・生活困窮者自立支援事業 相談件数12,338件	・生活困窮者自立支援事業 相談件数約12,000件	福祉局	自立支援課
(4)自殺死亡率が大きく増加している子ども・若者の自殺対策を推進する						
①若年層の特性に応じた支援の充実	・思春期関連問題相談事業	思春期は様々な不安や葛藤等に端を発して、精神障がいを引き起こしやすいため、思春期に関連するこころの問題に対して、医師による専門相談、啓発講座、支援者向け研修を実施	・思春期関連問題相談事業 延53件	・思春期関連問題相談事業 月2回実施。	健康局	こころの健康センター
	・思春期健康教育事業	生命の尊さ、子育てに対する自覚及び男女の相互理解を促すため、中学生等を対象に、地域において性と生殖に係わる専門家が学校へ出向き、思春期集団健康教育及び個別相談により、思春期の男女の個人的な健康不安の解消を図る	・思春期健康教育事業	・思春期健康教育事業	こども青少年局	管理課
	・SNSを活用した児童生徒のための相談窓口の開設	SNSを活用して、児童生徒からいじめ等の様々な悩みを幅広く受け止める相談窓口を開設	・SNSを活用した児童生徒のための相談窓口の開設し、のべ1333件の相談があった。	・引き続き、SNSを活用した児童生徒のための相談窓口を開設する。	教育委員会事務局	指導部教育活動支援担当
②若年層を対象としたゲートキーパー研修の実施	・若年層(学生等)向けゲートキーパー養成研修	高校生・大学生・専門学校生等を対象として、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」を養成	・若年層(学生等)向けゲートキーパー養成研修 10回366人	・若年層(学生等)向けゲートキーパー養成研修を実施	健康局	こころの健康センター
③学校における支援体制の充実	・24時間こどもSOSダイヤル	いじめ問題やその他のこどもの「SOS」に悩むこどもや保護者の相談対応を行う	・24時間こどもSOSダイヤル 相談件数 3,339件	・いじめ問題やその他のこどもの「SOS」に悩むこどもや保護者の相談対応を行う	こども青少年局	中央こども相談センター
	・スクールカウンセラーによる相談	大阪市立小中学校、義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ、友人関係、家庭での困りごと等の相談対応を行う	・スクールカウンセラーによる相談 年間相談回数 65,155回	・大阪市立小中学校、義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ、友人関係、家庭での困りごと等の相談対応を行う	こども青少年局	中央こども相談センター
	・スクールカウンセラー(臨床心理士)による高等学校への支援→もと市立高等学校が大阪府へ移管したことにより移管(R3年度末)	進路や勉強の悩み、問題行動、自傷行為、友人関係等、生徒をめぐる相談全般と助言を行うことにより学校の相談体制を充実させ、健康で安全な学校生活を送れるような環境づくりに努める。これによつて生徒の悩みや不安の早期発見・早期対応に努めるとともに、心の病に起因するような事件や問題行動を未然に防止する	・大阪府へ移管	(大阪府)	(大阪府)	

大阪市自殺対策基本指針(第2次)中間見直しにかかる取組項目 進捗管理シート

※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
	・大阪市こどもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置)	学校においてスクリーニングを実施し、様々な課題(児童虐待を含む)に対してのアセスメントとともに、学校への教育的支援を行うスクールソーシャルワーカー(SSW)を各区に配置する	・大阪市こどもサポートネットにおいて、スクールソーシャルワーカーを62名配置した。	・引き続き、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカーを各区に配置する。	教育委員会事務局	指導部教育活動支援担当
④ひきこもり状態にある若年者の支援の充実	・ひきこもり相談窓口事業	「大阪市ひきこもり地域支援センター」をこころの健康センターに設置し、本人や家族等からの相談支援を実施	・ひきこもり相談窓口事業 電話相談 延795件 面接相談 延30件 専門相談 延26件 家族教室12回 延75人 家族交流会4回 延39人	・ひきこもり相談窓口事業 電話相談、面接相談 専門相談 家族教室12回 家族交流会4回	健康局	こころの健康センター
	・ひきこもりLINE相談事業	ひきこもりで悩んでおられる方やそのご家族等で、LINEによる相談を希望される方に対して実施	・ひきこもりLINE相談事業 相談受付件数 延594件	・ひきこもりLINE相談事業	健康局	こころの健康センター
⑤自殺未遂者及びその家族等に対する支援	・大阪市こども・若者の自殺危機対応チーム事業	自殺リスクのある児童生徒に関わる支援機関に対して、自殺対策に詳しい多職種により構成される専門家チームが事例への対応方針に関する助言を行うなど、対応力向上に向けた支援を実施する。		・こども・若者の自殺危機対応チーム事業 事業検討会議を月1回実施	健康局	こころの健康センター
(5)自殺死亡率の減少傾向が緩やかな女性への自殺対策を推進する						
①妊産婦への支援の充実	・産婦健康診査事業	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、産後1ヶ月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握)を実施	・産婦健康診査 前期受診者数:16,952人 後期受診者数:15,446人	・産婦健康診査の実施	こども青少年局	管理課
	・産後ケア事業	退院直後に体調不良や育児不安がある方を対象に、ショートステイやデイケア、アウトリーチの利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポートすることにより、産後も安心して子育てができる支援を行う	・産後ケア事業(各サービス毎の実利用人数) ショートステイ:2,437人 デイケア:2,383人 アウトリーチ:1,948人	・産後ケア事業を実施	こども青少年局	管理課
②コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援	・女性の悩み相談	離婚、職場やご近所での人間関係、将来への不安など、女性のさまざまな悩みについて、女性相談員による相談を実施	・女性の悩み相談 面接相談:686件 電話相談:10,937件 メール相談:502件	・女性の悩み相談	市民局	男女共同参画課
	・女性のつながりサポート事業	不安や孤独を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に、LINE相談や生理用品の提供、同じ悩みを抱える女性へのグループワーク、法律相談、こころとからだの専門相談などにより、社会とのつながりの回復に向けた支援を行う	・女性のつながりサポート事業 LINE相談:1,781件 ともだち登録:2,695件 生理用品の提供:2,520パック 専門相談:60件(法律・からだ・マナー・労働)	女性総合相談(指定管理業務)の一部として実施。 ・LINE相談・専門相談 ・生理用品の提供(防災備蓄品)	市民局	男女共同参画課
③困難な問題を抱える女性への支援	・困難な問題を抱える女性支援推進等事業	女性相談支援員が、性的な被害や親族間暴力など、女性が抱えやすいさまざまな問題に寄り添い、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う	・女性相談支援員による支援 電話相談:135件 面接相談:142件 同行支援:11件 一時保護等:3件 証明書等発行:102件	・女性相談支援員による支援	市民局	男女共同参画課
	・ドメスティック・バイオレンス(DV)対策事業	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に基づき、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援等を行う	・ドメスティック・バイオレンス(DV)対策事業 電話相談:701件 面接相談:151件 メール相談:212件	・ドメスティック・バイオレンス(DV)対策事業	市民局	男女共同参画課
	・家庭問題相談	夫婦・親子など家庭内の問題や人間関係について、家庭問題専門相談員(裁判所の家事調停委員(現役やOB))から、問題解決の糸口を見つけていただきための助言や情報提供を行う	・家庭問題相談 92件	・家庭問題相談	市民局	区行政制度担当
	・生活困窮者自立支援事業【再掲】	各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う	・生活困窮者自立支援事業 相談件数12,338件	・生活困窮者自立支援事業 相談件数約12,000件	福祉局	自立支援課
(6)自殺対策にかかる人材の確保、養成、および資質の向上を図る						
	・ゲートキーパー専門研修	精神保健相談員及び保健師等に対し、地域保健分野におけるゲートキーパーとして必要な自殺防止の知識や自殺未遂者への関わり方について研修を実施	・ゲートキーパー専門研修 2回延112人	・ゲートキーパー専門研修の開催	健康局	こころの健康センター

大阪市自殺対策基本指針(第2次)中間見直しにかかる取組項目 進捗管理シート

※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
①地域の中心的役割を果たす人材の育成	・自殺危機初期介入スキル研修	精神保健福祉相談員や保健師・査察指導員・生活保護担当ケースワーカー等に対し、自殺を考えている人への危機への関わり方のスキルについて、ロールプレイなどの実践研修を実施	・自殺危機初期介入スキル研修 2回延35人	・自殺危機初期介入スキル研修の開催	健康局	こころの健康センター
	・自殺に関する事例検討会の開催	相談業務を行っている職員等で、自殺に関連する事例について検討会を開催し、社会的背景や健康状態、適切な支援の方法等について分析・検討を実施	・自殺に関する事例検討会の開催	・自殺に関する事例検討会の開催	健康局	こころの健康センター
	・アルコール依存症者支援者育成事業	アルコール関連問題に関わる支援者に対し、検討課題や事例を持ち寄り、検討会や講演会を行うことにより支援者の育成を目指して正しい理解や支援方法などの研修を実施	・アルコール依存症者支援者育成事業 2回延42人	・アルコール依存症者支援者育成事業 2回実施	健康局	こころの健康センター
	・心のサポーター養成研修	メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者を養成する研修を実施	・心のサポーター養成研修 17回参加者568人	・心のサポーター養成研修の開催	健康局	こころの健康センター
②行政機関と民間団体との連携の強化	・行政機関と民間団体との連携の強化	民間団体の有識者に本市自殺対策に対するご意見などをいただきながら自殺防止対策を推進	・民間団体の有識者に本市自殺対策に対するご意見などをいただきながら自殺防止対策を推進している。	・民間団体の有識者に本市自殺対策に対するご意見などをいただきながら自殺防止対策を推進する。	健康局	こころの健康センター
③災害派遣精神医療チーム(DPATとの連携)	・DPAT会議等に参加	大阪府が開催するDPAT会議及びDPAT研修に参加	・DPAT会議等に参加 DPAT養成研修(2日)に参加	・大阪府が開催するDPAT会議や研修に参加する	健康局	こころの健康センター
(7)適切な精神保健医療福祉サービスを受けやすいようにする						
①精神疾患等によるハイリスク者に対する啓発	・自殺予防電話相談事業	国における「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加し、自殺を防ぐための地域における相談体制を整備	・自殺予防電話相談事業 延1,426件	・自殺予防電話相談事業	健康局	こころの健康センター
	・こころの悩み電話相談	こころの悩みをもつ市民を対象に、生活を送るうえでの支障となっているこころの悩みの軽減を図るために、こころの悩み電話相談を開設し、専門的な立場から助言指導を実施	・こころの悩み電話相談 延2,606件	・こころの悩み電話相談	健康局	こころの健康センター
	・家庭問題相談【再掲】	夫婦・親子など家庭内の問題や人間関係について、家庭問題専門相談員(裁判所の家事調停委員(現役やOB))から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・家庭問題相談 92件	・家庭問題相談	市民局	区行政制度担当
	・犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が、犯罪被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようになることを目的に、関係機関の案内や情報提供、また、見舞金の支給や日常生活の支援等を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている状況について市民の理解が深まるよう広報・啓発に取り組む	・犯罪被害者等支援事業 相談件数:210件 見舞金支給件数:25件 日常生活支援等件数:27件 各種媒体等を活用した広報・啓発	・犯罪被害者等支援事業 相談窓口における相談対応・情報提供の実施 見舞金の支給や日常生活の支援等 各種媒体等を活用した広報・啓発	市民局	人権企画課
	・ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業	ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな相談支援を行う専門の相談員として会計年度任用職員(ひとり親家庭サポート)を各区保健福祉センターに設置	・ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業 就職者数232人	・ひとり親家庭サポートによる相談支援を実施	こども青少年局	こども家庭課
	・愛光会館事業	ひとり親家庭等に対し、相談事業、各種交流事業、育児・教養に関する講座、研修会を実施する。また、就業支援講習会の実施や就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供等を行う	・愛光会館事業 就業相談件数:3,483件 新規求職登録者数:498件 就職者数:267人	・ひとり親家庭等に対し、一貫した就業支援サービスの提供等を行う	こども青少年局	こども家庭課
	・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	支援が必要な要援護者に対して、個人情報の地域への提供にかかる同意確認を実施し、同意のあつた方を地域の見守り活動につなぐとともに、福祉専門職のワーカーが、自ら相談が出来ない等社会的孤立に陥るおそれのある世帯等へのアウトリーチや、認知症高齢者等が行方不明になった際のメール配信等を行う	・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の実施 地域へ提供した要援護者数:80,481件 相談件数:75,696件 相談実人数:15,488人 アウトリーチ件数:11,316件 アウトリーチ延べ人数:4,259人 認知症高齢者メール配信数:82件	・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の実施	福祉局	地域福祉課
	・サポート型訪問サービス事業	閉じこもり・認知機能低下・うつ状態の予防、栄養改善、口腔機能向上が必要な高齢者に対し、看護師・管理栄養士・歯科衛生士が訪問し、3~6か月相談指導を行い、機能向上をめざす	・サポート型訪問サービス 延利用人数23人	・サポート型訪問サービス	福祉局	地域包括ケア推進課

大阪市自殺対策基本指針(第2次)中間見直しにかかる取組項目 進捗管理シート

※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
	・介護予防把握事業	あらゆる機会をとらえ高齢者の心身の状態を「基本チェックリスト」で確認し、閉じこもり等何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握し、すみやかに介護予防活動につなげる	・介護予防把握事業 基本チェックリスト実施件数991件	・介護予防把握事業	福祉局	地域包括ケア推進課
	・ハイリスク高齢者への家庭訪問事業	要介護・要支援認定を受けていない後期高齢者たち、後期高齢者医療健康診査及び高齢者質問票において、閉じこもりがちで認知機能や心身の状態が低下していると考えられる高齢者や65歳以上でフレイル状態と考えられる高齢者に対し、「基本チェックリスト」や「IADL様式(日常生活チェック票)」、「DASC-21」を実施し、軽度認知症やハイリスク高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげる	・ハイリスク高齢者への家庭訪問事業 訪問人数:1,799人	・ハイリスク高齢者への家庭訪問事業	福祉局	地域包括ケア推進課
①精神疾患等によるハイリスク者に対する啓発	・介護予防地域健康講座・健康相談 ・介護予防地域健康情報発信事業	閉じこもり・認知症・うつ予防、生きがいや社会参加など精神的充足感を持つ生活の重要性等の介護予防に関する知識の普及と行動変容に向けた主体的な取り組みを促進し、心身の健康相談に応じることにより、家庭における健康管理を行えるよう必要な指導・助言を行う	・介護予防地域健康講座・健康相談 実施回数:2,639回 受講人数:43,920人 ・介護予防地域健康情報発信事業 各区版リーフレット等作成部数32,000枚	・介護予防地域健康講座・健康相談 ・介護予防地域健康情報発信事業	福祉局	地域包括ケア推進課
	・介護予防教室(なにわ元気塾)事業	身近な地域の集会所等において、体操運動・栄養改善・口腔機能向上・認知症予防・レクリエーション等の介護予防活動を通じて地域の方との交流の機会を持つことにより、高齢者の外出機会の増加、生活範囲の拡大をはかる	・介護予防教室 実施回数:3,782回 延参加人数:43,150人	・介護予防教室	福祉局	地域包括ケア推進課
	・介護予防ポイント事業	高齢者の外出機会の増加や社会参加、生きがいづくり、介護予防を目的とし、介護保険施設等における介護支援活動等や生活支援を必要とする高齢者に対する生活支援活動を行った場合に、活動時間に応じポイントを交付し、1ポイント100円として換金(寄附含む)する	・介護予防ポイント事業 活動者:464人	・介護予防ポイント事業	福祉局	地域包括ケア推進課
	・依存症対策支援事業【再掲】	薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症は自殺へのリスクを高める要因であることから、正しい知識の普及啓発及び相談等を実施	・依存症対策支援事業 相談支援事業電話等1,380件、面接279件 専門の医師による相談延92件	・依存症対策支援事業を実施	健康局	こころの健康センター
②各種相談機関にかかる周知の充実	・ホームページへ「大阪市の自殺防止」の記事掲載 ・SNS(Facebook、X(旧ツイッター)等)にて発信【再掲】	ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネットを活用して、自殺関連問題についての正しい知識、本市の自殺の状況等の周知に努める	・ホームページへ本市の自殺対策かかる記事掲載	・ホームページへ本市の自殺対策かかる記事掲載	健康局	こころの健康センター
③医療機関職員を対象とした研修の実施	・精神保健福祉関係職員研修	精神障がい者は地域生活を送るうえで複雑な健康課題やニーズを抱えていることが多く、必要な支援を受けられる環境を整備することが重要であるため、専門的な情報や技術を修得できるよう研修を実施	・精神保健福祉関係職員研修 3回183人	・精神保健福祉関係職員研修の開催	健康局	こころの健康センター
④精神科医療体制の充実	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会を開催	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会において、関係者による情報共有や意見交換を行い、第7次医療計画に基づく大阪市二次医療圏の精神医療体制について連携	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会を開催	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会を開催	健康局	こころの健康センター
(8)自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ						
①自殺未遂者相談支援事業の実施	・自殺未遂者相談支援事業	各区保健福祉センターが窓口となり、市内警察署と連携して、継続相談や必要な関係機関につなげることにより未遂者の更なる自殺行為を防ぐ	・自殺未遂者相談支援事業 延620件	・自殺未遂者相談支援事業の実施	健康局	こころの健康センター
	・自殺未遂者相談支援事業連絡会議	大阪弁護士会・大阪司法書士会等と連携し、相談者を適切な窓口へつなぐための連絡会議を開催	・自殺未遂者相談支援事業連絡会議 3回	・自殺未遂者相談支援事業連絡会議の開催	健康局	こころの健康センター
②救急医療と連携した適切な対応	・精神科救急医療体制の整備	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	・精神科救急医療体制の整備	・精神科救急医療体制の整備	健康局	こころの健康センター

大阪市自殺対策基本指針(第2次)中間見直しにかかる取組項目 進捗管理シート

※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
③自殺念慮者に対する安全対策	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進(OsakaMetro除く)	鉄道駅舎における可動式ホーム柵及びホームドアの整備を促進することによって、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保する	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進	計画調整局	交通政策課
	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進(OsakaMetro)	鉄道駅舎における可動式ホーム柵及びホームドアの整備を促進することによって、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保する	・Osaka Metroは令和5年4月1日から国により新たに創設された鉄道駅バリアフリー料金制度を活用して可動式ホーム柵整備を整備している。 【令和6年度実績】 ・可動式ホーム柵整備: 谷町線5駅、四つ橋線6駅、中央線13駅(完了)	・Osaka Metroは令和5年4月1日から国により新たに創設された鉄道駅バリアフリー料金制度を活用して可動式ホーム柵整備を整備している。 【令和7年度計画】 ・可動式ホーム柵整備: 谷町線20駅(完了予定)	都市交通局	鉄道ネットワーク担当
④インターネット上の不適切な情報への対応	・人権啓発・相談センター相談事業	専門相談員が、インターネット上の誹謗中傷などによる人権侵害に遭われた方への相談支援を実施。また、法的な助言が必要と認められる場合には、弁護士相談を実施するなど相談支援を強化する	・人権啓発・相談センター相談事業	・人権啓発・相談センター相談事業	市民局	人権啓発・相談センター
(9)遺された人への支援を充実する						
①遺族のための情報提供の推進	・自死遺族に対する情報提供	大切な人を失った際の悲嘆への正しい知識や、自死遺族を対象とした自助グループや支援団体の情報提供等をリーフレットやホームページを活用して実施	・自死遺族に対する情報提供	・自死遺族に対する情報提供	健康局	こころの健康センター
②自死遺族相談の実施	・自死遺族相談事業	自死遺族を対象に社会復帰の支援や二次的な自殺の防止など、精神面からのケアを目的として専門家による相談を実施	・自死遺族相談事業 電話相談37件 来所相談55件	・自死遺族相談事業の実施	健康局	こころの健康センター
③自死遺族相談従事者養成研修の実施	・自死遺族相談従事者養成研修	自死遺族の心理や悲嘆について学び、遺族に対する対応やその際に心がけること等について理解を深めることで遺族の回復を支えることを目的に、精神保健福祉関係職員、精神科医療機関の職員、教育機関の職員等を対象に大阪府との共催で実施	・自死遺族相談従事者養成研修 1回61人 (うち大阪市職員、市内教育機関職員12人)	・自死遺族相談従事者養成研修の開催	健康局	こころの健康センター
(10)勤務問題による自殺対策を推進する						
①関係機関への働きかけ	・大阪産業保健総合支援センターや労働基準監督署等と情報共有等の連携を強化	大阪産業保健総合支援センターとの共催による心のサポートー養成研修、ゲートキーパー研修を実施	・大阪産業保健総合支援センターとの共催による心のサポートー養成研修 2回延84人	・大阪産業保健総合支援センターとの共催による心のサポートー養成研修を開催	健康局	こころの健康センター
②職場におけるメンタルヘルス対策の推進【再掲】	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会【再掲】	府内事業所等のメンタルヘルス推進担当者を対象にしたメンタルヘルスに関する基礎知識とストレスチェック制度についての研修会を大阪府との共催で実施	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会(令和6年10月23日と令和7年3月5日に実施)	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会(令和7年10月9日と令和7年12月11日に実施)	市民局	雇用女性活躍推進課
	・おおさか介護サービス相談センターにおける介護ハラスメント弁護士相談	おおさか介護サービス相談センターにおいて、介護現場における利用者やその家族からの職員への度重なる暴言、身体的暴力、セクシャルハラスメント、著しく不当な要求や迷惑行為などでお困りの際に、法律分野の専門相談員である弁護士に直接相談していただける窓口を設置	・「介護ハラスメント弁護士相談」の実施 令和6年度相談ケース数:9ケース	・「介護ハラスメント弁護士相談」の実施	福祉局	介護保険課